

《 資料編 》

1. 中津川市環境基本条例

平成 14 年 6 月 28 日条例第 18 号

恵那山、中央アルプスの山並みを望み木曾川が流れる私たちのまち中津川市は、古くは東山道の要衝として、近世からは中山道の宿場町として、豊かな伝統文化を育みながら、水とみどりに恵まれた地方都市として発展してきました。

一方、今日の経済社会の発展は、私たちの生活に利便性や豊かさをもたらしたものの、大気汚染や河川の汚濁などにより、自然環境や生活環境に多様な影響を及ぼすこととなり、さらには生態系や地球規模の環境にまで大きな影響を与えることになりました。

こうした問題は、資源やエネルギーを大量に消費するといった社会の仕組みや従来の私たちの生活様式の在り方に大きく根ざしているといえます。

もとより私たちは、だれもが良好な環境のもと健康で文化的な生活を営む権利を有すると同時に、恵み豊かな環境を保全創出し、将来の世代へ引き継いでいく責任と義務を担っています。

私たちは、この豊かな環境を守り育てることが木曾川をはじめ、河川の上流部を基盤として生活するものの基本的な務めであることを認識するとともに、環境が地球に生存するあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚しなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、環境への負荷を少なくするよう努め、豊かな自然の恵みを受けながら持続的に発展することが可能な循環型社会を実現するため、この条例を定めます。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民と事業者の責任と義務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創出についての施策を総合的、計画的に進めるための基本となる事項を定めることで、

現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、現在と将来の世代の市民が健康を守り、安全で快適な文化的生活を営むことができる自然環境、生活環境、文化環境等のことをいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、良好な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

3 この条例において「公害」とは、良好な環境を保全し、創出するうえで支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他地球全体あるいは広範な地域の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に役立ち、市民の健康を守り、安全で快適な文化的生活の確保に貢献するものをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 良好な環境の保全と創出は、環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれやすく、いったん失われた良好な環境はなかなか取り戻せないという認識に立ち、積極的に取り組まなければならない。

2 良好な環境の保全と創出は、市民が良好な環境の恩恵を受けることができるとともに、これを将来の世代に引き継いでいくことを目的に行われなければならない。

3 良好な環境の保全と創出は、人が自然の構成員として自然と共生できる社会の実現を目指すことを目的に行われなければならない。

4 良好な環境の保全と創出は、市、市民と事業者のそれぞれの公平な役割分担のもと、すべてのも

のにより自主的に、しかも積極的に取り組まなければならないなりません。

- 5 地球環境の保全は、人類共通の課題であることから、すべての事業活動と日常生活において身近な問題としてとらえ、積極的に取り組まなければならないなりません。

(市の責任と義務)

第4条 市は、良好な環境の保全と創出についての基本的、総合的な施策を策定し、実施する責任と義務があります。

- 2 市は、事業を立案したり、実施しようとするときは、良好な環境の保全と創出に配慮して行わなければならないなりません。
- 3 市は、良好な環境の保全と創出に必要な調査、研究を行わなければならないなりません。
- 4 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体（以下「市民等」といいます。）が実施する良好な環境の保全と創出についての事業や活動に協力しなければならないなりません。

(市民の責任と義務)

第5条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮し、日常生活においては、省エネルギー、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進、生活排水を改善することなどにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければならないなりません。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければならないなりません。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担により必要な措置をとる責任と義務があります。

- 2 事業者は、資源とエネルギーの有効利用を図るとともに、廃棄物の減量化と資源の循環的利用の推進等に取り組むことにより、環境への負荷を少なくするよう努めなければならないなりません。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、良好な環境の保全と創出に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創出についての施策に協力しなければならないなりません。

第2章 良好な環境の保全と創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。

- 2 環境基本計画には、環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方針、その他の重要事項を定めます。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置をとるとともに、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第2条に定める中津川市環境保全審議会の意見を聴かななければならないなりません。

- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、できる限り速く、これを公表しなければならないなりません。
- 5 環境基本計画を変更するときも、前2項で定められた手続によります。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、施策を策定したり、実施しようとするときは、環境基本計画との整合を図らなければならないなりません。

(事業者の環境管理の促進)

第9条 市は、事業者がその事業活動に関する環境への負荷を少なくするために行う自主的な環境管理が促進されるよう努めます。

(環境保全に関する施設の整備)

第10条 市は、良好な環境の保全と創出に関する公共的施設の整備を推進するよう努めます。

(資源の循環的利用等の促進)

第11条 市は、廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用を促進するよう努めます。

(新エネルギー活用の促進)

第12条 市は、新エネルギーについて調査、研究し、地域の特性を活かした方法による活用の促進に努めます。

(環境学習の充実、環境教育の推進)

第13条 市は、市民等が良好な環境の保全と創出について理解を深め、環境に配慮した生活や事業活動が自発的に行われるよう環境学習を充実させ、環境教育を推進します。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、資源の再生活動その他良好な環境の保全と創出のために行う活動を促進するため必要な措置をとるよう努めます。

(環境情報の提供と市民参加の促進)

第15条 市は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

2 市は、良好な環境の保全と創出に関する基本的な施策の策定等への市民参加を促進するよう努めます。

(経済的措置)

第16条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や事業者に経済的な負担をかけようとするときは十分に調査、研究し、特に必要があると認められる場合に限り、その範囲内で措置をとります。

(年次報告の公表)

第17条 市長は、環境の状況や良好な環境の保全と創出に関する施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表します。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全)

第18条 市は、地球温暖化の防止やオゾン層の保護、その他の地球環境の保全に役立つ施策を積極的に推進しなければなりません。

2 市は、市民等の地球環境保全への行動を促進するため、情報の提供や啓発などの措置をとらなくてはなりません。

3 市は、地球環境の保全に関する施策を実施するときは、国や他の地方公共団体、その他の関係団体等(以下「関係団体等」といいます。)と連携

して、国際協力に貢献できるように努めなければなりません。

第4章 環境保全の推進体制

(推進体制の整備)

第19条 市は、良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に行うため、推進体制の整備その他必要な措置をとらなければなりません。

(広域的な環境保全の取組)

第20条 市は、良好な環境の保全と創出にあたっては、常に広域的な視点に立つとともに、広域的な連携を行う必要がある施策については、関係団体等と協力して、その推進に努めます。

第5章 補則

(委任)

第21条 この条例の施行に関係して必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

2. 中津川市環境保全条例

昭和 49 年 9 月 25 日条例第 46 号

改正

昭和 56 年 9 月 28 日条平成 10 年 3 月 25 日条例第 27 号 例第 2 号

平成 12 年 3 月 23 日条平成 14 年 6 月 28 日条例第 7 号 例第 19 号

平成 17 年 2 月 4 日条例第 27 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、中津川市環境基本条例（平成 14 年中津川市条例第 18 号。以下「基本条例」という。）第 3 条に定める基本的な考え方にのっとり、生活環境の保全及び人の健康の保護を図るため、施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 基本条例第 2 条第 1 項に規定する「良好な環境」をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系に占める水、大気、土壌並びに動植物の生存環境をいい、次に掲げるものを対象とする。
 - ア 山林、原野、河川、池沼、大気等の自然
 - イ 動植物等とこれらが生息する自然
 - ウ 公園、緑地等の自然
 - エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然
- (3) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (4) 公害 基本条例第 2 条第 3 項に規定する「公害」をいう。
- (5) 特定工場 特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生し、又は排出す

る施設で法令で規定する施設）を有する工場又は事業場をいう。

(6) 工場等 特定工場並びに公害を発生するおそれのある工場又は事業場をいう。

(7) 有害物質等 工場又は事業場に設置される施設から発生し、又は排出する有害物質、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等をいう。（技術的指導等）

第 3 条 市は、公害等の環境破壊が与える地域社会の影響にかんがみ、公害の防止のために行う施設、整備等に技術的指導及び財政的援助に努めるものとする。

(協定の締結)

第 4 条 市長は必要があると認めるときは、事業者と公害の防止、緑化等に関する協定の締結を要請するものとする。

第 5 条 事業者は、公害の防止、緑化を推進するために、協定の締結について、市長から要請があった場合には、誠意をもって応じなければならない。

第 2 章 自然環境の保全

第 1 節 自然環境の保護

(自然環境保護地区等の指定)

第 6 条 市長は、自然環境の保全をはかるため必要があると認めるときは、次の各号の区分により保護すべき地区（以下「保護地区」という。）並びに保護すべき樹木及び樹林（以下「保存樹」という。）を指定することができる。

- (1) 良好自然環境保護地区 良好な自然環境を有する山林、渓谷、池沼等でその自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (2) 歴史等自然環境保護地区 歴史的及び文化的遺産を取りまく自然環境のすぐれた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区
- (3) 保存樹 市民にしたしまれ、又は由緒由来ある樹木及び樹林で、その自然環境を維持するために保護を必要とする樹木及び樹林

2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、占有者又は管理者の同意を得るとともに中津川市附属機関の設置等に関する

る条例（平成10年中津川市条例第2号）別表に規定する中津川市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（保護地区等の指定の告示）

第7条 市長は、前条の規定による指定をしたときは、その区域又は種目等を告示しなければならない。

第8条 市長は、第6条の規定により指定をしたときは、審議会の意見を聴き、保護に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（標識の設置）

第9条 市長は、第6条の規定による指定をしたときは、当該土地にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

2 前項に規定する土地の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、正当な理由がない限り、前項に規定する標識の設置を拒み又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の許可を得ないで移転し、除去し又はき損してはならない。

（指定の解除及び区域の変更）

第10条 市長は、公益上又はその他特に理由があるときは、第6条の指定を解除し又は区域の変更をすることができる。

2 前項の指定の解除又は区域の変更については、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

（保護地区内の保護義務）

第11条 保護地区の土地の所有者等は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、又は採取し、又は動物を殺傷し、捕獲しないよう自然環境の保全に努めなければならない。

（保護地区内における行為の届出）

第12条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転すること。

(2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質を変更すること。

(3) 木竹を伐採すること。

(4) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。

(6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張されたとき、当該保護地区内において前項に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 保護地区内において、非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（保存樹の行為の制限）

第13条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長に届け出た場合はこの限りでない。

(1) 枝を切除すること。

(2) 樹皮を損傷すること。

(3) 根を切除すること。

(4) その他良好な生育を妨げる行為をすること。

2 保存樹について非常災害のために必要な応急措置として行う行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（保護地区等についての指導）

第14条 市長は、第12条及び前条に規定する届け出があった場合において保護地区、保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届け出をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導することができる。

（河川等の保全）

第15条 何人も、河川等の自然環境を保全するために、河川、水路等の水質の向上に努めなければならない。

（事業者における自然環境の保全）

第16条 事業者は、良好な環境の侵害を防止するために、その事業活動を行うにあたっては、自然環境を損なうこととならないよう自然の変改を最小

限にとどめ、市民の安全を確保するとともに、植生の回復、緑地の造成、その他自然環境の保全に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化基本施策)

第17条 市長は、自然環境の保全をはかるために郷土の特色ある樹木をとり入れた緑化基本施策を策定し、計画的な緑化の推進に努めるとともに市民のみどりを愛する意識の高揚を図らなければならない。

2 前項に規定する基本施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化計画に関する基本方針
- (2) 公園、緑地その他緑化計画
- (3) 緑化推進に関する計画

第3節 開発行為についての制限

(開発行為についての制限)

第18条 市内において開発行為をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て開発行為に関する協議を行わなければならない。

(旅館等建築の同意)

第19条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項(旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項に掲げる季節内に利用される施設等を除く。)に規定する営業を目的とする建築物を建築しようとするもの(以下「建築主」という。)は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

(旅館等建築同意の基準)

第20条 市長は、建築主から前条の規定により同意を求められたときは、その建築物が善良な風俗をそこなうことなく、かつ、生活環境の保全上支障がないと認められる場合は同意するものとする。ただし、モーテル類似営業に使用されるおそれがある建築物の場所が次の各号のいずれかに該当する場合は、同意しないものとする。

- (1) 住宅地

(2) 官公署の施設、医療施設、社会福祉施設及び旅館業法第3条第3項に掲げる施設の附近

(3) 公園、緑地、中央自動車道、国道、県道及び1級市道の附近

(4) その他市長が不適当と認めた場所

第3章 生活環境の保全

第1節 工場等の規制

(工場等の設置者の遵守事項)

第21条 工場等の設置者は、規制基準の定めのないものについても、人の健康又は快適な生活を阻害しない程度を超える有害物質等を当該工場等から発生し、又は排出させないように努めなければならない。

(汚水浸透の防止)

第22条 工場等の設置者は、工場等から汚水を排出する場合は、土壌及び地下水の汚染を防止するため、規則で定める物質を含む汚水(これを処理したものを含む。)を地下にしみ込まないよう適切な措置を講じなければならない。

(特定工場の測定記録の報告)

第23条 特定工場の設置者は、公害防止のため必要な測定機器を設置し、又は測定を委託し、有害物質等の状態を記録し、規則で定めるところによりこれを市長に報告しなければならない。

(特定工場の表示板の掲出)

第24条 特定工場の設置者は、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)工場又は事業場の名称、その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場内の見やすい場所又は市長が必要と認める場所に掲出しておかななければならない。

(事故時の措置)

第25条 特定工場の設置者は、事故により当該工場から規制基準を超える有害物質等を発生させ又は発生するおそれが生じたときは、その事故の状況について速やかに市長に届け出るとともに応急の措置を講じ、その事故の復旧に努めなければならない。

(地下水の採取の届出)

第 26 条 地盤沈下及び地下水の枯渇の防止をするため、井戸又は揚水設備により規則で定める基準以上の地下水を採取しようとする者は、市長に届け出なければならない。

第 2 節 自動車等の公害の防止

(自動車等の騒音及び排気ガスの抑制義務)

第 27 条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の保有者及び運転者は、その自動車等の必要な整備及び適正な運行を行うことにより当該自動車等から排出し、又は発生する騒音及び排気ガスを最小限に抑制するよう努めなければならない。

(駐車施設の設置)

第 28 条 市長が定める地域において、規則で定めるところにより駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物を新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて駐車施設を設置するよう努めなければならない。

2 前項に規定する駐車場及びこれに類する駐車場の所有者又は建設予定者は、自動車等による電波障害及び粉じんの防止策を講じるよう努めなければならない。

第 3 節 騒音等に関する規制

(騒音、振動の規制基準の設定)

第 29 条 市長は、騒音、振動に係る公害の発生を防止するため、必要な限度において規制基準を規則で定めることができる。

2 前項の規定による騒音、振動の規制基準の設定、変更及び廃止については、審議会の意見を聴かななければならない。

(騒音、振動の規制基準の遵守)

第 30 条 騒音又は振動を発生させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

2 何人も、規制基準の定めのないものについても、騒音の発生により近隣の生活環境を著しくそこなわれないよう努めなければならない。

(勧告及び命令)

第 31 条 市長は、前条第 1 項の規定に違反して騒音を発生させている者に対し当該行為の停止、作業

方法又は建物の構造の改善その他騒音を防止するため、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(拡声機の使用の制限)

第 32 条 何人も、屋外において又は屋外に向けて拡声機を使用する場合は、その使用方法及び音量、使用時間等に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、時報、公共のためにする広報その他規則で定める場合は適用しない。

(特定建設作業の周知義務)

第 33 条 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に規定する特定建設作業を施行しようとする者は、当該作業場の周辺住民に対し、特定作業の内容、作業期間並びに騒音の防止の方法等について説明し、周知させなければならない。

第 4 節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

(工事施行者の義務等)

第 34 条 土木工事、建築工事等を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材等が道路、河川その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し又は堆積しないようにこれらのものを適正に管理しなければならない。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

第 35 条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その指定廃棄物を引取り、下取り等の方法により、その責任において回収する等適切な措置を講じなければならない。

2 何人も、前項に規定する事業者がその指定廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

(過大包装の制限)

第 36 条 事業者は、商品について必要以上の過大な容器等を使用し又は包装することによって廃棄物の量を増大させないよう努めなければならない。
(再生資源回収業者の義務)

第 37 条 再生資源の回収を業とする者で規則で定める者は、環境を保全するため、その集荷場及び再生資源について適正な処理に努めなければならない。

2 前項に規定する事業者は、集荷の場所等規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

第 5 節 日照の障害、電波障害の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第 38 条 建築物の建築主及び建築物の設計者又は工事施行者は、その建築物を建築し、設計し又はその工事を施行しようとする場合においては、規則で定めるところにより、近隣の日照に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

(電波障害の防止義務)

第 39 条 中高層建築物を建築しようとする者は、その建築物によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に電波障害が生ずるおそれのあるときは、障害を受けることとなる者、その他関係者と事前に協議し、自らその建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置する等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

第 6 節 交通安全の確保

(交通安全運動の普及)

第 40 条 市長は、総合的に交通安全運動を推進するため、関係団体及び関係機関と一体となって、その普及に努めなければならない。

(交通安全の確保)

第 41 条 市長は、交通による事故を防止し、市民の安全を確保するため、交通安全施設の設置等交通環境の整備に努めなければならない。

(市民組織の育成)

第 42 条 市長は、交通安全運動を推進するため、関係機関の協力を得て、交通安全に関する市民組織を育成するよう努めなければならない。

(被災者の救済)

第 43 条 市長は、交通による災害を受けた者及びその遺族の救済について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(努力義務等)

第 44 条 何人も、交通の安全を阻害し、又は阻害しようとしてはならない。

2 何人も、歩行者が道路交通上危険な状態にあるときは、その危険を排除するよう努めなければならない。

(路上駐車規制)

第 45 条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路に駐車し、又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

第 7 節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

第 46 条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民に危害を与え又は生活環境を害さないように飼育しなければならない。

2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をその責任において処理しなければならない。

第 4 章 補則

(調査の請求)

第 47 条 公害を受け、又は受けるおそれのある者は、市長にその状況について調査の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(報告)

第 48 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において良好な環境を害し、若しくは害するおそれがある者又はこれらの者の関係者に対して必要な事項を報告させることができる。

(勧告)

第 49 条 市長は、第 31 条第 1 項に規定するほか、良好な環境を害していると認められるものに対し、

その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(立入検査)

第50条 市長は、この条例に必要な限度において、その職員に保護地区内の土地、保存樹の所在する土地、工場等、建築物の敷地、その他の場所に立入り、帳簿書類、機械設備、建築物、建物の敷地その他の物件及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し、若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員は、その事務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(委任)

第51条 この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第52条 第48条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし又は第50条の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従事者がその法人又は人の業務に関し罰則規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。
(昭和49年12月規則第35号で、同50年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に地下水を採取している者が、第29条の規定に該当することとなるときは、施行の

日から起算して30日以内に同項に規定する届け出を市長にしなければならない。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)

3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村環境保全に関する条例(平成8年山口村条例第13号)、坂下町生活環境保全に関する条例(昭和48年坂下町条例第11号)、川上村自然環境保護条例(平成2年川上村条例第18号)、加子母村生活環境保全に関する条例(昭和47年加子母村条例第18号)、付知町生活環境保全に関する条例(平成元年付知町条例第32号)、福岡町生活環境保全に関する条例(昭和47年福岡町条例第9号)又は蛭川村生活環境保全に関する条例(昭和53年蛭川村条例第20号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前にした旧町村の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧町村の条例の例による。

附 則(昭和56年9月28日条例第27号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年2月4日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月13日から施行する

3. 中津川市ポイ捨て等防止条例

平成12年3月23日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、快適な生活環境を確保するため、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域に居住し、若しくは滞在し、又は市の区域を通過する者をいう。
- (2) 事業者 事業活動を営む全ての者をいう。
- (3) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって環境美化を阻害する廃棄物をいう。
- (5) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (6) ふん害 飼養管理されている犬、猫等(以下「飼い犬等」という。)のふんにより道路、河川、公園その他の公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所を汚すことをいう。
- (7) 飼い主 飼い犬等の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)
- (8) 回収容器 空き缶又は空き瓶を回収するための容器をいう。
- (9) 空き地 現に人が使用していない土地(現に人が使用している土地であっても、相当の空地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、環境美化を促進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 空き缶等の散乱防止のための環境美化運動の実施に関する施策
- (2) 空き缶等の効果的な回収を実施するための施

策

(3) その他必要と認められる施策

2 市は、前項の規定による施策を推進するため、関係者に対し必要な指導及び協力等の要請を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は空き缶若しくは空き瓶を回収容器に収納することにより、空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行うことにより環境美化に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じる空き缶等の散乱を防止するとともに、再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲料を販売する者(自動販売機により、販売する者を含む。以下同じ。)は、空き缶等飲料容器の散乱防止について、市民等への啓発を行うとともに、その販売する場所に回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 たばこを販売する者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、市民等への啓発を行わなければならない。

(土地等の所有者等の責務)

第6条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する場所に空き缶等がみだりに捨てられないようにするため、常に必要な措置を講じ、環境美化の促進に努めなければならない。

2 土地等の所有者等は、環境美化の促進に関して市が実施する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第7条 市長は、空き地が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずることが出来る。

(1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。

(2) 前号のほか、地域の環境美化を妨げるおそれがあるとき。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 飼い主は、飼い犬等を屋外で運動させるときは、ふんを処理するための容器を携行し、飼い犬等がふんを排泄したときは直ちに回収しなければならない。

3 市内において催しを行った市民等、事業者及び土地等の所有者等は、当該場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(立入調査等)

第9条 市長は、この条例を施行するため必要と認める場合は、市長の指定する職員に空き缶等が散乱している土地又は建物に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第10条 市長は、この条例の目的に反すると認められる者に対し、必要な指導をすることができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なくその指導に従わないときは、その指導に従うよう書面により勧告することができる。

(命令及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

2 市長は、前項の命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(関係法規の活用)

第13条 市長は、空き缶等の散乱を防止し、環境美化を促進するため、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
(中津川市環境保全条例の一部改正)

2 中津川市環境保全条例(昭和49年中津川市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

4. 中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 53 年 3 月 30 日条例第 8 号

改正

昭和 60 年 10 月 1 日条 平成 9 年 3 月 26 日条
例第 15 号 例第 5 号

平成 10 年 12 月 22 日 平成 12 年 3 月 23 日条
条例第 29 号 例第 2 号

平成 16 年 3 月 23 日条 平成 17 年 2 月 4 日条
例第 14 号 例第 27 号

中津川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年中津川市条例第 18 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づき廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（一般廃棄物の処理計画）

第 2 条 市長は廃掃法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理について計画（以下「処理計画」という。）を定めこれを告示しなければならない。処理計画を変更したときも同様とする。

（協力義務）

第 3 条 廃掃法第 6 条の 2 第 4 項の規定により土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物はなるべく自ら処分するよう努めるとともに規則で定める方法により市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

第 4 条 削除

（事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理に関する承認）

第 5 条 事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理について市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

2 市長は、第 2 条の規定により定められた計画に適合しないと認めるときは、前項の承認をしないことができる。

3 市長は、第 1 項の承認には、期限を付し、又は一般廃棄物の処理上必要な条件を付することができる。

（産業廃棄物の処理）

第 6 条 市は、廃掃法第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲において次条の承認を受けた事業者に限り、産業廃棄物の処理を行うことができる。

（産業廃棄物の処理に関する承認）

第 7 条 前条に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受けようとする事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務に支障をきたすおそれがあると認めるときは、前項の承認をしてはならない。

3 第 5 条第 3 項の規定は、第 1 項の承認を受けた者について準用する。

（一般廃棄物処理業）

第 8 条 廃掃法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件を具備していなければならない。

(1) 申請者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を遂行するに足る設備、器材、人員及び財政的基礎を有し、かつ一般廃棄物処理業の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(2) 申請者（法人である場合には、その業務を行う役員）は、廃掃法第 25 条から第 31 条まで又は浄化槽法第 59 条から第 64 条までの罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過している者であること。

(3) 申請者は、自ら一般廃棄物の収集、運搬及び処分を実施する者であること。

(4) 申請者は、市内に引き続き 1 年以上住所又は事業所を有している者であること。

(浄化槽清掃業)

第9条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、前条の要件を具備している者でなければならない。

(手数料等)

第10条 廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業許可手数料、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業許可手数料、廃掃法第7条の2の規定による一般廃棄物処理業の変更許可手数料、浄化槽法第37条の規定による浄化槽清掃業の変更許可手数料及び廃掃法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理手数料は、中津川市手数料条例(平成12年中津川市条例第3号)の定めるところによる。

2 前項の手数料は、し尿汲取り券又は納入通知書により納付しなければならない。

(承認の取消し、業務の提供の拒否)

第11条 市長は、第5条第1項又は第7条第1項の承認を受けた者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又は期限を定めて一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むことができる。

(1) この条例及び施行規則又はこの条例に基づく処分に違反行為をした場合

(2) 承認をした後において、当該承認に係る業務の提供をすることが困難となった場合

2 市長は、前項第2号に該当することにより一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の全部若しくは一部の提供を拒むときは、不当な差別的取扱いが生じないようにしなければならない。

(報告の徴収)

第12条 市長は、この条例の施行又は一般廃棄物若しくは、産業廃棄物の収集、運搬又は処分の遂行に必要な限度において、第5条第1項の規定による一般廃棄物の処理の承認を受けた者及び第7条第1項の規定による産業廃棄物の処理の承認を受けた者に対し、一般廃棄物若しくは、産業廃棄物

の排出状況又は含有成分等に関し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第13条 子の条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
2 この条例施行前に条例第4条の規定によるし尿浄化槽を設置している者についてもこの条例を適用し、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入に伴う経過措置)

3 山口村、坂下町、川上村、加子母村、付知町、福岡町及び蛭川村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、山口村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年山口村条例第9号)、坂下町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年坂下町条例第11号)、川上村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年川上村条例第10号)、加子母村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年加子母村条例第7号)、付知町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年付知町条例第7号)、福岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年福岡町条例第11号)又は蛭川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年蛭川村条例第8号)(以下これらを「旧町村の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入日前に、旧町村の条例により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、旧町村の条例の例による。

附 則(昭和60年10月1日条例第15号)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
2 中津川市手数料徴収条例(昭和31年中津川市条例第5号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成9年3月26日条例第5号)
(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第2号抄)
(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月23日条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月4日条例第27号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月13日から施行する。

5. 中津川市埋立て等の規制に関する条例

平成20年3月31日条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、不適正な埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって市民の生活環境を保全するとともに、生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。

2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。

3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域住民の理解を得るように努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有

し、占有し、又は管理する土地において土壌が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、市への通報その他必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、市が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、埋立て等の状況を把握するとともに、県と連携して、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制を整備するよう努めるものとする。

第2章 埋立て等の基準

(環境基準)

第6条 埋立て等に供される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な埋立て等の禁止等

(環境基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したときは、速やかに、当該埋立て等を行った者に対し、当該土砂等

及び当該土砂等の影響により環境基準に適合しないこととなったおそれのある土壌の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(埋立て等による崩落等の防止措置)

第8条 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域(特定事業を行う区域をいう。以下同じ。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、特定事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う埋立て等
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づく許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等

(許可の申請)

第10条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の計画
- (5) 特定事業の施行期間

(6) 特定事業に供される土砂等の量

(7) 特定事業に供される土砂等の搬入計画

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第11条 市長は、第9条の許可の申請内容が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

- (1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条又は第25条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
 - イ 第24条の規定により第9条の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
 - ウ 第24条の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (2) 特定事業区域及び周辺地域の自然環境を保全するための措置が講じられていること。
- (3) 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられること。
- (4) 特定事業に供される土砂等の採取等場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。
(変更の許可等)

第12条 第9条の許可を受けた者は、第10条各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、第7条第2項若しくは第3項、第20条又は第25条の規定による命令に従って当該変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 変更しようとする事項及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。
(許可の条件)

第13条 第9条の許可(前条第1項の許可を含む。
以下この章(次条を除く。)において同じ。)には、条件を付することができる。
(特定事業の着手の届出)

第14条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の採取等場所ごとに、当該土砂等が当該採取等場所において採取等が行われたものであることを証する書面を添付して、市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物(以下「製造物等」という。)を含むときは、規則で定めるところにより、当該土砂等が環境基準に適合していることを証する書面を添付しなければならない。ただし、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(環境基準に適合しない土砂等の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(帳簿への記載)

第17条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等供した土砂等の搬入の日付、採取等場所、数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

(関係書類等の閲覧)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係

る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び前条の帳簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。

(緊急時の措置命令)

第20条 市長は、第9条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(無許可事業者に対する撤去命令等)

第21条 市長は、第9条又は第12条第1項の許可を受けずに特定事業を行った者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定事業の完了等)

第22条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止した場合にあって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合(休止した場合を除く。)において、当該特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものであるときは、規則で定めるところにより、当

該許可に係る特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定事業が環境基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

(地位の承継)

第23条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人（以下「譲受人等」という。）は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第24条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条又は第25条の規定による命令に違反したとき。
(2) 不正の手段により第9条又は第12条第1項の許可を受けたとき。
(3) 第11条第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
(4) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないでしたとき。
(5) 第14条から第19条まで又は第22条第2項の規定に違反したとき。

(取消し等に伴う措置命令)

第25条 市長は、前条の規定により許可を取り消したとき、又は停止を命じたときは、期限を定め原

状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第26条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第22条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第24条の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第17条の帳簿を保存しなければならない。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項、第20条、第21条、第24条又は第25条の規定による命令に違反した者
(2) 第9条又は第12条第1項の規定に違反して特

定事業を行った者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条又は第22条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条、第22条第1項又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第26条の規定に違反して、同条に規定する書類の写し又は帳簿を保存しなかった者
- (3) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第28条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に特定事業を行っている者又はその譲受人等は、この条例の施行の日から起算して6月間は、第9条の許可を受けないで、その特定事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

6. 中津川市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成21年9月30日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第7項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出の方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に、意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設的能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 中津川市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次の各号に掲げる場所とする。

- (1) 中津川市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、関係市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該市町村における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域に渡るとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に他の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

(中津川市告示 第18号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)の地域の類型ごとに指定する地域を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項に基づく規制地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項に基づく区域の区分(以下「区域区分」という。)が第1種区域である地域及び区域区分が第2種区域である地域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定に基づき第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
B	指定地域のうち、区域区分が第2種区域である地域のうち、A類型に該当する地域以外の地域
C	指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

備考

都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域は、該当地域から除く。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

8. 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定

(中津川市告示 第19号)

騒音規制法(昭和43年法律第98号)に基づく騒音の規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

(騒音の規制地域)

第1条 騒音規制法第3条第1項に規定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、別表に掲げる地域とする。

(特定工場等に係る騒音の規制基準)

第2条 騒音規制法第4条第1項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準は、次の表のとおりとする。

時間 の区分	昼間 (午前8時 から午後7 時まで)	朝夕 (午前6時 から午前8 時まで 午後7時から 午後11時 まで)	夜間 (午後11時 から翌日の 午前6時ま で)
区域の 区分			
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(区域の区分)

第3条 前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。

2 市長は、前条に規定する区域の区分ごとの規制基準を適用する区域を示す図面を、生活環境部環境政策課において一般の縦覧に供する。

別表

区域の区分	地域
第1種区域	東町四番、五番、東宮町八番、日の出町五番、中津川のうち字鳥居及び字竹ヶ端の各全部 中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川のうち字大西、字北野、字上金、字大明神、字山の田、字口一色、字下沢、字上金往還上、字新田、字島田、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字井の上、字原、字恵下、字大久後、字松田、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、手賀野のうち字上巾及び字東原の各一部
第2種区域	北野町一番から三番まで、中川町一番、

二番、宮前町三番、えびす町七番、東宮町二番から七番まで、西宮町二番、三番、五番、八幡町一番から四番まで、昭和町、花戸町、日の出町一番から四番まで、中津川のうち字丸山、字子野、字地藏堂、字妙ヶ峯、字塞の神、字高橋、字中切、字中島、字正ヶ根、字天王平、字餅穴、字杉ヶ沢、苗木、瀬戸、落合、神坂、飯沼、手賀野のうち字中沼、字原、字斧戸、坂下のうち字上鐘、字樋ヶ沢、字谷、字松源地、字島井田、字八幡、字時鐘、字赤田、字矢淵、字下平、字権の木、字上外、字二股、字高峰平、字高峰山、字井汲、字成栗、字法力屋、字堀懸、字新谷、字新田、字切田、字道垣外、字向山、上野のうち字上外、字下外、字大沼、字丸根、字西田、字椀ノ木、字山田、加子母のうち字杉ヶ平、字アハラ、字中筋、字起シ、字上下島、字下モ木戸、字池ノ上、字大沼、字花ノ木、字田尻、字池ノ森、字森ノ外、字山木戸、字堂垣戸、字神ノ木、字高ボタ、字洞、字西、字西下モ屋、字下モ屋、字小和知野、字起垣戸、字辻、字小松屋、字小立、字森、字辻屋、字寄木、字中畑、字室屋、字溝畑、字石飛、字籠藪、字横井、字岩屋、字稲場、字鎌井野、字野尻、字浅島、字生湯、字小島、字多谷、字清水、字正外野、字梅ノ木、字高屋、字炭焼渡、字北垣戸、字宮下、字中屋、字落田、字差出、字柳平、字郡上島、字下島、字井上、字田ノ頭、字牧戸、字起野、字万才池、字鳥洞、字平垣戸、字亀屋、字宮下脇、字岩倉、字下番田、字宮下、字上垣、字宮洞、字栃本、字米野、字岩野、字起畑、字尾岩、字竹ノ越、字中下、字尾城、字福崎、字中島、字田口前、字長島、字鍛冶屋田、字古薙、字諸田、字岩泉、字森泉、字林垣戸、字吉田、字酒屋、字田ノ上、字小平、字祢宜屋、字井垣戸、字桑名屋、字太田、字藤井、字豊島、字三沢、字白谷、字井尻、字藤ノ木、字宮脇、字八幡、字五斗蒔、字堀田、字岩田、字外谷、字小瀬、字桜ノ木、字松ノ木瀬、字吉原、字飯島、字砂場、字金本、字西ノ上、字尾山、字野中、字下吉本、付知町のうち字猪ヶ馬場、字島畑、字宮島、字分田、字御堂垣戸、字平作垣戸、字大起、字宮ノ上、字紙漉垣戸、字楨立、字下夕野、字護山、字樋口、字御堂後、字倉屋、字向山、字池島、字小草場、字武佐原、字万場、字端小屋、字巾垣戸、字広島野、字柏洞、字澤渡、字竹端、字屋敷垣戸、字田ノ上、字上野、字下夕向、字葦原、字田尻、字谷端、字橋詰、字楨ヶ平、字暮鐘、字蘭木、字岩屋、字山本、字曾利免、字富田、字藤山、字下井戸、字大西、

	<p>字山手、字飛羅、字柿ケ下、字大ケ平、字廣谷、字尾ケ平、字下夕平、字長峰、字ツヅラヤブ、字龍野、字諸田、字口田、字新田、字中屋、字向畑、字小栗山、字下夕屋、字野、字立ノ神、字野中、字大野、字櫛下、字島田、字菓子上、字堀端、字石鋪、字寺畑、字大新田、字林、字松葉、字中田、字寺山、字木ノ下、字桜田、字田ノ尻、字野尻、字笠屋、字黒川、字河原、字熊倉、字廣野、字中畑、字大畑、字長手、字百田、字吉原、字堀田、字清吉畑、字馬道、字起、字吉本、字宮ノ越、字児安沼、字白沢、字安楽満、字中段、字水上、字松原、字小林、字洞垣内、字立林、字鳥屋脇、字中野、字倉柱、字正ケ脇、田瀬、下野、福岡、高山、蛭川のうち字櫻本、字中切、字笹場、字殿塚、字下海渡、字尾越、字棚田、字鳩吹、字旗卷淵、字坊之前、字下澤及び字岩谷の各全部</p> <p>中川町三番から五番まで、北野町四番、宮前町一番、二番、中津川字大西、字連理、字北野、字上金、字口一色、字一色、字野中、字地毛名、字下実戸、字厩の下、字下沢、字起、字上金往還上、字新田、字山の田、字島田、字井の上、字井の下、字細山、字洞田、字野畔、字法導寺、字原、字恵下、字大久後、字松田、字尾外岩、字坊垣外、字前山、阿木、駒場のうち字大道上、字大岩、字大平、字大峽、字後洞、字松源寺、字上宿道上、字上宿道下、字西山、手賀野のうち字上巾、字下巾、字島崎、字狐塚、字東原、字円通寺、字西沼、字会所沢、字小向井、千旦林、茄子川、坂下のうち字保ケ山、字小田、上野のうち字上中尾、字下中尾、川上のうち上平、森平、タハタ、奥屋、加子母のうち字牧、字神田向、字島、字谷向、字山下、字小和知東、字渡場、字吉本、字向、字渡合、字上平、字向畑、字木曾越、字桑原、字村上、字神田、字須母田、字正元、字角田、字坂本、字中山、字薙野、字上垣戸、字下中島、字池田、字板ノ木、字吉金、付知町のうち字下浦、字高畑、蛭川のうち字稲舟、字今洞、字柏ケ根、字岩久良、字矢柱、字奈良井、字権瀬、字長瀬、字岩伏、字東下澤、字一ノ瀬、字鳥澤、字田原、字宮ノ前、字新田、字弓場、字上野木、字奥渡、字押手、字向山、大字山口及び大字馬籠の各一部</p>
第3種区域	<p>小川町一番、桃山町一番、二番、栄町、太田町一丁目から三丁目まで、新町、淀川町、東町一番から三番まで、東宮町一番、えびす町一番から六番まで、津島町、柳町、本町一丁目から四丁目</p>

	<p>まで、西宮町一番、四番、駒場町二番から四番まで、かやの木町一番、二番、八幡町五番、六番、駒場字青木、坂下のうち字大門、字町平、字宮ノ前、字島平、字上握、字下握及び字下島の各全部</p> <p>小川町二番、駒場町一番、かやの木町三番、中津川のうち字下川原、字連理、字野畔、字下沢、字起、字野中、字島田、字法導寺、字井の上、字井の下、字一色、字松田、字新田、字上金往還上、字上金、字山の田、字大明神、駒場のうち字安森、字町裏、字角田、字大道上、字後洞、字上宿道上、字上宿道下、字大平、手賀野のうち字下巾、字上巾、字島崎、字狐塚、字西沼、字会所沢、字小向井、字円通寺、千旦林のうち字横打、字山塚、茄子川字中垣外、坂下のうち字徳野及び字大沼の各一部</p>
第4種区域	<p>桃山町三番、駒場字京田、坂下のうち字和合、字上新田、字下新田、字相沢、字中之垣外、字下高辺、字上高辺、字小田垣外、字島、字大岩、字中原、字上原及び字前平の各全部</p> <p>小川町二番、駒場町一番、中津川のうち字島田、字洞田、字尾外岩、駒場のうち字安森、字大道上、手賀野字下巾、茄子川字中垣外及び坂下字西高辺の各一部</p>

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

9. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第20号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条により指定された地域のうち次に掲げる地域

1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域

2 区域区分が第4種区域のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね80メートルの地域

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

10. 自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分の指定

(中津川市告示 第21号)

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)の別表備考の規定により、a区域、b区域及びc区域を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

区域	該当地域
a 区域	1 騒音第1種区域である地域 2 騒音第2種区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により、第1種中高層住宅専用地域又は第2種中高層住居専用地域として定められた地域
b 区域	騒音第2種区域である地域(a区域である地域を除く。)
c 区域	騒音第3種区域又は騒音第4種区域である地域

備考

この表において「騒音第1種区域」、「騒音第2種区域」、「騒音第3種区域」及び「騒音第4種区域」とは、それぞれ、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

1.1. 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定

(中津川市告示 第22号)

振動規制法(昭和51年法律第64条)に基づく規制地域及び規制基準を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

(振動の規制地域)

第1条 振動規制法第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として指定する地域(以下「指定地域」という。)は、騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第1条に定める地域とする。

(特定工場等に係る振動の規制基準)

第2条 振動規制法第4条第1項の規定により、指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分		昼間 (午前8時から 午後7 時まで)	夜間 (午後7時 から 翌日午前 8時まで)
種別	該当地域		
第1種 区域	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第2種区域である地域	60デシベル	55デシベル
第2種 区域	区域区分が、第3種区域及び第4種区域である地域	65デシベル	60デシベル

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

1.2. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

(中津川市告示 第23号)

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により指定する地域を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により指定された地域のうち次に掲げる地域

1 騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域

2 区域区分が、第4種区域のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条

第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の地域

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

13. 自動車振動に基づく振動の規制基準に定める区域の区分等の指定

(中津川市告示 第24号)

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1の規定により市長が定める区域及び同表備考2の規定により市長が定める時間の区分を次のとおり定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

1 区域

(1) 第1種区域

振動規制法に基づく振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第22号)第1条の規定により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定に関する告示(平成24年3月30日中津川市告示第19号)第3条第1項に定める区域の区分(以下「区域区分」という。)が、第1種区域及び第2種区域である地域

(2) 第2種区域

指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

2 時間

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日午前8時まで

備考

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

14. 悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定

(中津川市告示 第25号)

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び同法第4条第1項の規定により特定悪臭物質の規制基準を次のように定める。

平成24年 3月30日

中津川市長 青山 節児

1 規制地域

市内全域

2 規制基準

(1)工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

ア	アンモニア	1 ppm
イ	メチルメルカプタン	0.002ppm
ウ	硫化水素	0.02ppm
エ	硫化メチル	0.01ppm
オ	二硫化メチル	0.009ppm
カ	トリメチルアミン	0.005ppm
キ	アセトアルデヒド	0.05ppm
ク	プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ケ	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
コ	イソブチルアルデヒド	0.02ppm
サ	ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm
シ	イソバレールアルデヒド	0.003ppm
ス	イソブタノール	0.9ppm
セ	酢酸エチル	3ppm
ソ	メチルイソブチルケトン	1ppm
タ	トルエン	10ppm
チ	スチレン	0.4ppm
ツ	キシレン	1 ppm
テ	プロピオン酸	0.03ppm
ト	ノルマル酪酸	0.002ppm
ナ	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
ニ	イソ吉草酸	0.001ppm

(2)工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における排出基準

ア 次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

- q 流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)
- He イに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)
- Cm (1)に規定する特定悪臭物質ごとの値(単位 百万分率)

ただし、イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式を適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算定により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

H_o 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガスの流量 (単位 立法メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

(3) 工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとの排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

この式において、 C_{Lm} 、 k 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{Lm} 排出水中の濃度 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

k 次表の第 2 欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第 3 欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第 4 欄に掲げる値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)

C_m (1) に規定する特定悪臭物質ごとの値 (単位 百万分率)

1	メチルメルカプタン	0.001m ³ /s以下の場合	16
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	3.4
		0.1m ³ /sを超える場合	0.71
2	硫化水素	0.001m ³ /s以下の場合	5.6
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	1.2
		0.1m ³ /sを超える場合	0.26
3	硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	32
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	6.9
		0.1m ³ /sを超える場合	1.4
4	二硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	63
		0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	14
		0.1m ³ /sを超える場合	2.9

備考

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。